

議案第55号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第16条第2項ただし書中「1の年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る令和4年度における年次休暇の日数については、この条例による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和4年1月1日（同日から施行日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、当該新たに職員となった日。以下「基準日」という。）においてこの条例による改正前のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項の規定により令和4年に付与された年次休暇の日数及び同条第2項の規定により同年に繰り越された年次休暇の日数を加えた日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に5日（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮して5日を超えない範囲内で市長が別に定める日数）を加えた日数とする。
- 3 施行日の前日に在職する職員に係る令和4年度における組合休暇の日数については、改正後の条例第16条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第16条第1項の規定により付与された同条第2項に規定する組合休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に使用した組合休暇の日数を減じて得た日数に7日及び4時間を加えた日数とする。